## Q. なぜ密集事業を行う必要があるのですか。

A. 狭い道路が多く、木造住宅が密集する防災上の課題を解決するため主要生活道路沿道の建物は、地区計画によって、建替え時に道路の中心から3メートル(道路全体の幅は6メートル)までセットバックすることを定めております。

建替えが進むにつれ道路は広がっていきますが、災害時の安全な避難路を早急に整備する必要がある ため、密集事業を行って移転等に伴う補償金をお支払し、道路拡幅用地の買収を進めています。

皆様の生活再建等も検討し、個別のご相談にお答えしながら進めていきますので、ご理解とご協力を お願いします。

#### Q. 事業期間が終了したらどうなるのですか。

A. 平成37年3月末までの密集事業の期間内に土地売買契約をいただければ、土地売買代金と補償金をお支払いたしますが、事業期間を過ぎると土地売買代金のみのお支払となります。

#### Q. 拡幅する道路は土地や建物等にどれくらい影響があるのですか。

A. 測量終了後、道路拡幅線の位置など詳細な影響について説明させていただきます。

#### Q. 道路の幅を6メートルにすると、車の通過交通が増えるのではないですか。

A. 災害時の安全な避難路や円滑な消防活動を行うことを目的として道路を拡幅いたしますが、その一方で通行する車は増える可能性があります。今後、地域の皆さまのご意見を踏まえ、警察などの関係機関と協議しながら、安全性に配慮した道路の整備を検討していきます。

# 密集事業に関する問い合わせ先

堀切二丁目周辺地区の密集事業は、今年度から独立行政法人都市再生機構(UR 都市機構)と協働で取り組んでいます。

ご質問・ご相談などがございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。



葛飾区 都市整備部 街づくり推進課 密集地域整備担当係 【区役所3階 窓口番号303】

担当 有安・八巻 (電話番号:5654-8345)



独立行政法人都市再生機構(UR 都市機構) 東日本都市再生本部 密集市街地整備第2チーム

担当 清水・長岡 (電話番号:5323-0674)

## 堀切二丁目周辺地区防災まちづくり

主要生活道路5号線沿道の皆さま

# 沿道ニュース



平成 29 年 2 月

発行 : 葛飾区 都市整備部 街づくり推進課 密集地域整備担当係

## 密集事業を進めています

堀切二丁目周辺地区では、平成 27 年度より密集事業\* を開始し、道路や公園・広場の整備、 建替え支援などによる防災まちづくりに取り組んでいます。

密集事業においては、災害時に安全な避難や円滑な消防活動を行うために必要となる道路を「主要生活道路」と位置付け、下図に示す赤色の区間を幅員6メートルとなるように拡幅整備を行います。



『沿道ニュース』では、拡幅整備を予定している主要生活道路の沿道の方々を対象として、密集事業に関する情報をお伝えしていきます。是非ご一読いただき、皆さまのご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

## 密集事業の事業期間

密集事業の事業期間は、平成27年4月から平成37年3月までの10年間を予定しています。 事業期間中に、沿道の方々から道路用地の買収をさせていただきます。

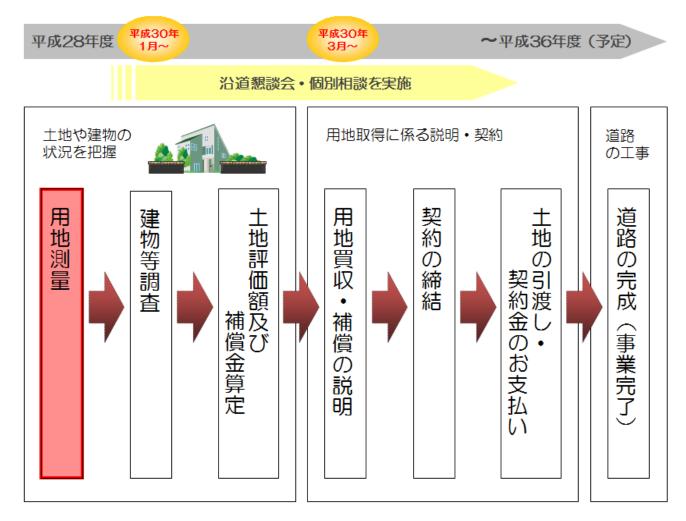
その際、道路用地となる土地に対して、土地売買代金をお支払します。また、拡幅整備によって 建物等に影響を受ける場合には補償金をお支払します。

〈事業期間〉 平成27年4月~平成37年3月

# 用地買収の流れ

現在、道路拡幅にかかる土地の状況を把握するために『用地測量』を実施しています。

測量後の建物等調査、用地買収・補償の説明、契約の締結等の手続きにつきましては、皆さまへの ご説明や意見交換を行いながら進めていきます。



※皆さまそれぞれの方々の生活再建策などを検討し、次の手順に進めるかどうか判断を行います。 そのため、各手順に進むタイミングはお一人お一人異なります。

## 用地測量にご協力をお願いします

用地測量は、平成28年8月から平成30年3月までの実施を予定しています。 土地境界立会い及び測量作業が未了の方々には、事前にご連絡いたしますので、引き続き ご協力をお願いします。

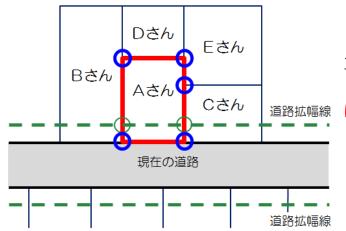
#### ♣ 用地測量について

実施内容:買収させていただく道路用地について、関係者の方々と立会いのうえ、隣接する

土地との境界を調査・確認し、土地の面積を計測します。

実施期間:平成28年8月~平成30年3月

#### ↓ 土地境界立会いの例



左図にて、Aさんの土地境界立会いを行う場合は、 Bさん、Cさんだけでなく、Dさん、Eさんにも 立会いをお願いすることになります。

なお、立会い当日にて、境界に誤りがないときに 道路拡幅線 は、立会証明書にご署名・ご捺印をお願いします。

確認する境界(筆境)

境界点(立会いをお願いする点)

道路拡幅線との境界点

# 用地買収・補償の考え方

拡幅整備にご協力いただける場合、現在の道路や拡幅する道路の線、土地や建物等の状況に応じて、 以下の考え方により用地買収・補償させていただきます。

#### ♣ 用地買収・補償の例

## 門・塀等に拡幅線がかかる場合

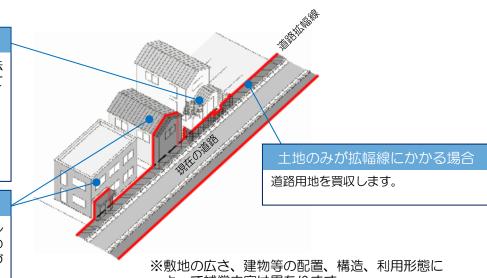
物件等の調査をもとに、門・塀等の撤去 移設等に必要な費用を基準に基づいて 補償し、道路用地を買収します。





#### 建物に拡幅線かかる場合

建物等調査をもとに、移転又は改築をし ていただくための方法を検討し、その 方法に応じて必要な費用を基準に基づ いて補償し、道路用地を買収します。



よって補償内容は異なります。